

# 平成28年度 国立大学法人島根大学 年度計画

(注) □内は中期計画、○数字は年度計画を示す

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### 【学士課程】

1 学生の主体的に学ぶ力を高めるために、フィールド学習や課題解決型授業（PBL）、反転授業等の能動的授業を全授業科目数の45%で実施する。

- ① 学生の主体的に学ぶ力を高めるために、能動的授業科目の設計・成績評価・学生の自己評価等の基準に基づく「主体的学修」の指標を設定し、本学における能動的授業の定義を確定する。この定義に基づいた能動的授業を45%に増加させることを目的に、各学部の既存の授業科目を点検・評価し、必要なFDを実施する。

2 単位の実質化を一層進めるため、知識確認型の成績評価(試験等)に加え、理解度やスキル等の獲得度を測るパフォーマンス評価(レポート、作品やプレゼンテーション、実技等)を取り入れた多面的な成績評価実施率を全科目の30%以上にする。

- ① 単位の实質化を一層進めるため、各学部の成績評価方法を把握し、その結果に基づき、多面的成績評価実施率が全科目の30%以上となるよう、多面的成績評価導入科目を決定する。

3 卒業時に学士として持つべき資質・能力である到達目標を学生が達成できるよう、ポートフォリオ等を用いて授業ごとの学修成果を蓄積し、到達目標と学修成果の関係を学生に明示する。

- ① カリキュラムマップを用いて、全教科の学修到達目標を明示化する。
- ② ポートフォリオ等を用いた授業毎の学修成果の蓄積状況を調査するとともに、到達目標と学修成果の関係を明示するための素案を策定する。

4 学生が入学から卒業までの履修とその目的を明確にできるようにするため、カリキュラムマップ、科目番号制(ナンバリング)を伴ったカリキュラムツリーによる教育課程の構造を明示する。

- ① ナンバリングの実現に向けて、学部・学科・コース等を単位として授業科目の配当年次やDP到達に至る体系性を示すカリキュラムツリーの素案を作成し、これを踏まえた授業科目のコード化(ナンバリング)案を策定する。

5 グローバルな感性の涵養や教育の国際通用性等の観点から、全学共通教育及び専門教育のカリキュラムの見直しを行い、海外事情・研修等の科目群を整備する。

- ① グローバルな感性の涵養や教育の国際通用性等の観点、今後の本学のグローバルな教育の観点から、科目群の点検・整備等を実施する。

6 学生の就業力を育成し、社会的・職業的自立を促すために、IRデータや卒業生アンケートなどを活用し、キャリア系科目の教育内容等の点検と改善を行う。

- ① 就業力育成特別教育プログラムを履修した卒業生を対象にしたアンケートを、キャリアセンターを中心に実施することで、教育効果と課題を明らかにするとともに、キャリア系科目の改善に向けて、IRデータ等に基づいた教育効果の検証を行い、シラバスの改善を行う。これらを踏まえ、学内での他部署との連携を強化しながら、平成29年度より施行する新たなキャリア教育プログラムを構築する。

7 過疎・高齢化、離島・中山間地域問題、地域医療危機などの問題を抱える地域社会の現状を理解し、それらを解決するための力を培うために、低学年から履修可能なキャリア教育やソーシャルラーニングなどの体験学修を10科目以上導入する。

- ① 既存の体験学修の現状・効果を把握するため、全学共通教育科目、専門教育科目における体験型学修科目を通じて受講生が地域社会やキャリア教育をどのように理解し、あるいはそれに対してどの程度の意欲を持っているかを調査する。
- ② 低学年次学生対象の体験学修を充実させるために、地域未来戦略センター、キャリアセンター、教育開発センターなどが連携し、平成29年度より実施できるよう、10科目以上の体験学習科目を決定する。

8 地域課題の解決能力を培うために、学生の幅広い知識と経験を課題解決能力の修得につなぐ科目群から構成された地域志向型の特別副専攻プログラム等を導入し、入学定員の10%以上の学生に履修させる。

- ① 地域未来戦略センター、キャリアセンター、教育開発センターが連携して地域志向科目である「地域未来学」を開講・実施するとともに、同科目を組み込み、平成29年度に実施する入学定員の10%以上の学生が履修できるような地域志向型の教育プログラムの開発と、それをマネジメントする体制を構築する。

9 地域社会の課題解決のための実践的能力を培うため、平成31年度までに200を超える山陰地域の企業・団体等と協力体制を構築し、山陰地域を対象にしたインターンシップや地域体験型セミナー等を取り入れたプログラムを全学的に実施する。また、受入れ企業等からの評価に基づく目標到達度の調査や事後指導などを活用し、インターンシップの実施体制や評価体制を整備することで、平成31年度までに山陰地域の企業・団体等のインターンシップに参加する学生を50%(対平成26年度比)増やす。

- ① 山陰の企業・団体を対象に、登録制の「しまね協働教育パートナーシップ」を立ち上げ、50社と協力体制を構築し、人材育成の理念や知識、教育スキルの共有を図り、この協力体制に基づくインターンシップを実施する。
- ② より教育効果の高いインターンシップを実施するため、インターンシップの事前・事後指導及び評価方法等について、学内外の連携先との意見交換の場を設け、課題等を整理し、改善を図るとともに学外機関と連携した事前・事後指導体制を構築する。

10 教員養成課程においては、能動的学習(アクティブ・ラーニング)に代表される効果的な指導法習得を目的とするカリキュラム改善等、新たな教育課題に対応した教育内容の改革に取り組む。

- ① 以下の2点を取り入れた新たな教育課程再編案を作成し、平成29年度実施を目指す。
  - ・学部共通科目である専門共通科目内に新たな教育課題に対応する授業科目（仮称：「新しい教育方法の探究」、「総合学習指導論」）を新設する。
  - ・1000時間体験学修において、新たな教育課題への対応を目途とする活動メニュー（仮称：「専攻の枠を超えた現代的教育課題に対する体験」、「専攻の講義と連動したサービスラーニング」）を新設する。

## 【大学院課程】

11 自然科学系研究科と人文社会学系研究科の連携により高度技術開発能力を身に付け、イノベーションの創出を図る能力を養成する教育プログラムを提供する。

- ① 平成27年に立ち上げた大学院教育ワーキンググループが中心となり高度技術開発能力及びイノベーションの創出能力を養成する自然科学系研究科・人文社会学系研究科連携科目を設計する。

12 長期履修制度による社会人の修学年限を延長した教育プログラムや1年間のノンディグリーの履修証明プログラム等の教育プログラムを整備・活用して、第3期中期目標期間中に30名以上の社会人を受け入れ、「学び直し教育」を推進する。

- ① 長期履修制度による社会人の修学年限を延長した教育プログラムや1年間のノンディグリーの履修証明プログラム等について、各研究科において現状を調査するとともに課題を明らかにする。また、大学院教育ワーキンググループを中心に課題に対する見直し・改善の提案を行う。

13 高度専門職業人としての学識を高めるために、コミュニケーション能力、思考力、研究者倫理を含む倫理観、責任感を涵養する研究科共通科目の3科目新設を含むカリキュラム整備を行い、大学院における教養教育を再構築する。

- ① 大学院における教養教育を再構築するため、カリキュラム整備のためのガイドラインを策定するとともに、コミュニケーション能力等を涵養する研究科共通科目を3科目（新設を含む）決定する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

14 IRデータを活用した教員の客観的な指導によって、学生自身が自らの学修計画を遂行できるような支援体制を整備する。

- ① 学修指導についての調査を行い、平成28年時点の全学部における学修支援の情報を網羅した報告書を作成する。その結果を踏まえて、教職員向けの学修支援のためのハンドブックを作成する。
- ② 学修支援システム「WILL BE」を活用した学修指導を実施するとともに、IRデータを用いた学修支援方法に関するFD・SDを実施する。

15 TA(ティーチング・アシスタント)やメンター制度等を点検・改善し、「指導の手引き」の作成や学生へのオリエンテーション等による学生が学生の学びを支援する体制を強化・拡充することで、正課及

び正課外での自学修の時間を第2期中期目標期間の平均値に比較し 25%以上増加させるとともに、自主的学修を促進する。

- ① 平成 29 年度の各部局等における研修時に使用することを目的に、授業の T A や正課 P S P (ピアサポートプログラム) のサポーターを担当する学生が業務内容や指導上の注意点を知るための研修資料「指導の手引き (仮称)」を作成する。
- ② 各部局ごとにピアサポートを受けた学生への効果に関する調査を行い、自主的学修促進の観点から制度のあり方を正課 P S P 専門委員会で検討し、学修時間を現在よりも 25% 増加させる改善策を平成 29 年度に向けて立案する。

16 教員の教育力向上を図り、教育内容・方法の改善を進めるため、学生評価や同僚評価(ピア・レビュー)を核としたFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を展開するとともに、全教員を対象にしたFD研修会を年5回開催し、参加者を平成 30 年度までに全教員の 75%以上とする。

- ① 教員の教育力向上を図るため、全学及び各学部等で実施しているFD活動をマイクロレベル、ミドルレベル、マクロレベルに整理した上で、教員の意識改革についてのアンケート調査を実施する。
- ② 教員のFD研修参加率を75%以上とするために、教員ニーズの高いFD研修会を各学部で開催する。

17 教育学部において、実践力のある教員養成のため、学校での指導経験のある教員の割合を 30% まで向上させる。

- ① 実践力のある教員養成のため、学校での指導経験のある教員を2名採用し、当該教員の割合を28%まで向上させる。

18 IRデータを活用した教育業績の評価方法・評価体制を見直し、それに基づく教員評価を実施する。

- ① 教員の教育業績評価をするための指標の原案を作成する。
- ② 教員個人評価における教育業績の評価方法・評価体制について、全部局の実施状況を調査し、比較・分析のうえ課題を抽出する。

19 隠岐臨海実験所において、国境離島・日本海諸島という地理的特性と、北方系・南方系生物群の混在という生物学的特性を活かしたフィールド教育を、大学間連携を基盤に推進する。そのため単位互換制度を拡充し、公募型の実習プログラムを毎年継続して5つ以上提供する。

- ① 隠岐の島嶼生態系(海洋、森林、河川)を題材としたフィールド実習について、これまで2つだったものを、課題提供(学生募集)型実習3つ、課題受入型実習3つのフィールド実習を他大学の学生に提供する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

20 学内ワークスタディ企画、授業料免除制度、授業料奨学融資制度などを利用した学生の修学、就学意欲の向上及び経済的不安の軽減を考慮した経済的支援策を講じる。

- ① 平成 27 年度に実施した調査・分析結果に基づき、学生の修学、就学意欲の向上及び経済的

不安の軽減を考慮した経済的支援策を策定する。

21 FD・SD研修等を通じて学生支援センター、保健管理センター及び各学部間の連携体制を強化するとともに、平成 28 年度に「障がい学生支援室」の設置などにより障がいのある学生を含めた多様な学生に対する相談体制を整備し、修学を支援する。

- ① 多様な学生へ合理的配慮を提供するために「障がい学生支援室」を設置し、掲示・メール等により学生・教職員へ周知するとともに、障がい学生支援に関する情報をHPで公開する。
- ② 各学部等で実施している学生支援に係るFD・SD活動を調査し、課題を踏まえたFD・SD研修会を実施する。
- ③ 修学困難学生数と修学状況を把握するため、成績不振学生や欠席過多学生の状況等の調査を行う。
- ④ 保健管理センター職員が中心となり、関係者（各学部、障がい学生支援室、学生支援センター、学務課、保護者）間の連絡調整を電話や学務情報システムを利用することにより、迅速かつ十分な学生対応を行うことのできる連絡体制を構築する。

22 学生の社会人としての成長を支援するため、新たに導入する年金、福祉、防犯・訴訟などに関する正課科目の履修及び正課外活動等を通じて学生が身に付けた社会人基礎力を評価し、可視化するプログラムを構築する。

- ① 正課外活動と身に付く力との相関関係を整理し、社会人として身に付けるのにふさわしい正課外活動を選定するとともに、社会人としての基礎知識を修得するために必要な授業科目及び修得単位数を基に、社会人として修得すべき基礎知識を可視化する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

23 平成 28 年度にアドミッションセンターを設置し、高大接続と入試改革に取り組む体制を整備・強化するとともに、平成 27 年度に立ち上げた入試改革協議会において、中国5県の教育委員会・高等学校等と高大接続及び入試改革に関して意見交換を行い、その方向性を検討する。その方向性に基づき、高校教育で培われた入学志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する島根大学型育成入試を平成 30 年度までに開発し、平成 31 年度までに制度設計を行い、平成 32 年度より実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 入試改革協議会での中国 5 県の教育委員会・高等学校等との意見交換に基づき、学内の教育・入試改革特別委員会で高大接続及び入試改革に関する方向性を示す。
- ② 高大接続と入試改革を主導するアドミッションセンターを設置し、島根大学型育成入試の素案をまとめる。

24 大学への進学意欲を高め、目的意識を明確にした主体的な学びに向かう学生を確保するために、高校での学びの成果を大学の学びにつなげる課題探究学習や地域課題学習型模擬授業(例: 現行の「キャンパス・アカデミー」「授業大学」などを統合して新たに実施する「しまだい塾」)等の高大接続事業を展開する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 高校生及び高校教員が大学での学びの魅力に触れることが出来る「しまだい塾」等の高大接続事業を実施し、高校生を 200 人以上参加させる。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

25 地域産業や地域社会の振興に寄与するため、松江市発のプログラム言語「Ruby」によるオープンソースソフトウェアの活用、農林水産業の六次産業化、自然災害軽減、疾病予知予防、膵がん撲滅、ICTを活用した福祉、古代出雲等の地域課題に密着した研究を推進し、全学における共同研究等の件数及び外部研究資金等の獲得を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し5%増加させる。

- ① 地域産業や地域社会の振興に寄与するため、各学部、プロジェクトセンター等において、地域課題に密着した研究の推進を図り、地元企業等との共同研究等の実施、シンポジウム及び講演会等の開催等により、地元企業等との共同研究等の件数及び外部研究資金等の獲得を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し 5%以上増加させる。

26 ベンチャービジネスの新たな展開となるナノテク、六次産業化等の独創的研究と教育を推進し、各種シーズ発表会等におけるシーズの提供数を、全学において平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し 50%増加させるとともに、「しまね大学発・産学連携ファンド」などを活用した新たな事業展開に資する研究シーズの提供を図る。

- ① 各学部、プロジェクトセンター等において、シーズ発表会、ファンド運営者との定例協議を通じて「しまね大学発・産学連携ファンド」などを活用した新たなベンチャービジネスの展開に資する研究シーズの提供を平成 27 年度と比較して 10%増加させる。

27 国際的な存在感を高めるため、ラマン分光法やナノ材料を用いた評価・応用技術等の医理工農連携による異分野融合研究を重点的に実施し、第3期中期目標期間中に医療現場において活用可能な特許の申請を5件以上行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 医・生物ラマンプロジェクトセンター、ナノテクプロジェクトセンター、医学部を中心にラマン分光法やナノ材料を用いた医療応用に関する医理工農連携による異分野融合研究により、国際会議における招待・特別講演を 10 件以上実施し、また、医療応用に関する論文 5 件以上の発表により国際的水準の研究を推進する。

28 大学の特色である宍道湖・中海を含む斐伊川水系、隠岐及び沿岸域を対象とした環境に関する研究を推進するため、汽水域研究センター組織を改革し研究部門の新設、統合による研究体制の強化を図り、当該研究センターにおける学外の研究者等との共同研究数と発表論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し倍増させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 汽水域研究センター組織の改革（研究部門の統合・新設（流動解析部門、環境動態解析、生物解析部門））を行い、研究体制の強化を図り、学外研究者等との共同研究、シンポジウムの開催により査読付き論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の平均数と比較し 65%増加させ、兼任教員及び学外研究者を含む 20 名以上の教員による 2 件以上のプロジェクト研究の実施により宍道湖・中海を含む斐伊川水系、隠岐及び沿岸域を対象とした環境に関する研究を推進する。

29 海外交流協定大学等を中心として国際的な共同研究を推進するとともに、島根県や松江市等の各制度を活用して国際会議の誘致等を積極的に行い、大学の特色となる基盤的研究の向上を図り、大学全体として論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比べ 5 パーセント増加させる。

- ① 国際的水準の研究の推進のため、海外からの外国人研究者の受入れ、教員、大学院生の派遣を積極的に推進し、海外研究機関との国際的な共同研究及び国際共著論文を各々平成 25 年度から平成 27 年度の平均と比較して 2 % 増加させ、地元自治体の制度を活用した国際会議の誘致を 2 件以上行う。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

30 先端領域や融合領域等大学の特色となる研究をさらに進めるため、リサーチ・アドミニストレーターを配置するなど学内資源を戦略的に再配分し、若手研究者の支援並びに研究推進に活用する。

- ① 大学の特色となる先端領域や融合領域等の研究戦略を策定するとともに、リサーチ・アドミニストレーターに係る業務内容、ミッション、配置方針・配置計画、職種、処遇等の制度を設計する。

31 設備整備マスタープランに沿った研究機器整備並びに学術情報基盤整備等の研究環境の向上に取り組むとともに、研究機器については部局を超えた共同利用を進め、利用情報に関するシステムを運用する。

- ① 総合科学研究支援センターを中心に、研究設備整備委員会等との連携により、部局で管理する研究機器の共同利用調査を実施するとともに、利用情報に関するシステムを構築する。また、第 6 期学術情報基盤整備計画に沿った学術情報基盤等の整備を行い、電子ジャーナルダウンロード数を、平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較して 5 %、研究者向け講習会の実施回数を、平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較して 10%、それぞれ増加させる。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

32 地域貢献人材を育成するため、平成 29 年度までに地域志向科目のカリキュラムマップを策定するとともに、平成 30 年度までに地域志向型初年次教育科目の全学必修化を図り、地域の課題に特化した地域基盤型教育及び課題解決型教育を体系化し実施する。

- ① 地域志向教育に係る教育指針を策定し、学内における地域志向教育の推進や学外機関と連携した地域志向教育の円滑な実施を図る。
- ② 地域貢献人材育成のため、地域課題や地域が求める人材像、スキルを調査し、地域志向教育に反映させる。
- ③ 地域志向科目のカリキュラムマップ作成に向けたベースストーン科目及びキャップストーン科目の指定見直しを行う。
- ④ 平成 29 年度入学生から、地域志向科目受講率が 100%になるよう、全学の教養育成科目及び各学部の専門教育科目を整備する。
- ⑤ 平成 30 年度から、地域志向型初年次教育科目の全学生履修を実施するため、授業内容の検討、担当教員・講義室確保等の実施体制に係るシミュレーションを行う。

- ⑥ 地域を志向する教育・研究に対する意識改革を図るため、教職員対象のFD・SD研修会等を年間10回開催し、全構成員の半数以上に受講させる。

33 本学教員及び学生を含む多種多様な地域のステークホルダーが一堂に会する異業種大交流会を年1回開催し、地域課題解決のためのニーズと本学が持つシーズとのマッチングを図ることで、実効性の高い課題解決型研究を推進する。また、その成果を地域に還元するとともに、構築型地域情報アーカイブプラットフォームシステムを構築し、広く地域内・外に発信する。

- ① 大学と地域のニーズ・シーズをマッチングする異業種大交流会を1回開催する。  
② 地域のステークホルダーが情報を主体的に投稿できる地域情報アーカイブをWeb上に構築し、インターネット上に散在している地域情報の一元的な収集、共有及び発信を可能にする。

34 山陰法実務教育研究センターや地域教育魅力化センターによる法実務や地域創成に関わる教育プログラムを確立し、社会貢献や地域活性化を志向する社会人を第3期中期目標期間中に60名以上受け入れ、スキルアップ等の学び直し教育を推進する。

- ① 山陰法実務教育研究センターの「地域社会や職場等における法実務スキルアップのための「特別教育プログラム」、及び地域教育魅力化センターの「ふるさと魅力化フロンティア養成コース」において、15名以上の社会人学生を受け入れた履修証明プログラムを実施するとともに、受講生のニーズや受講・修了状況、教育効果を調査し、平成29年度に向けたカリキュラム改善を実施する。

35 地元自治体、産業界及びNPO法人等と継続的な連携を図るための体制を整備し、全学部において少子高齢化や新たな産業創出等の地元自治体等の課題解決に向けての施策及び各種事業へ参画することで、地域社会の振興及び本学における教育・研究の活性化を図る。

- ① 域学連携を全学的かつ継続的にマネジメントする体制を整備するため、地域未来戦略センターCOC+部門に専任教員2名及び支援スタッフ1名を配置する。  
② 本学が有する研究成果や知的資源を地域へ還元、活用する場として、新技術説明会、学生による研究成果発表会、MOTセミナー及び知財セミナー等を複数回企画・実施し、研究活動における地域ステークホルダーとの連携を強化する。  
③ 地域のステークホルダーが簡便な手続きで共同利用できるオープンラボスペースを設置するため、ワークショップや先進事例の講演会等を2回開催するとともに、必要なスペースを確保する。  
④ 域学連携を推進するため、地域の自治体等が実施する新産業創出や雇用創出等の特定事業に、全学部が横断的に参加する。

36 生涯教育推進センター、附属図書館、ミュージアム及びその他教育・研究組織や施設等が有するシーズと機能を活用し、地域からの多様なニーズに対応した生涯教育の場等を提供する。

- ① 松江市、出雲市、益田市、邑南町の公民館等の学習講座の参加者（各200名）を対象に学習意識調査を行うとともに、その結果について各市町村行政及び施設の担当者と「必要性や緊急性」を検証し、地域別（近隣市町村と遠隔地）の「地域の学習ニーズ」を把握する。  
② 本学及び地域の機関等が所蔵する史資料のデジタル化方針の策定を行い、本学所蔵の主要な史資料の50%を電子化し公開する。また、本学教員の研究成果を学術情報リポジトリへ登

録促進するための広報戦略の策定を行い、本学評価情報データベースで公開されている研究成果情報を収集し、今年度発表論文の25%を学術情報リポジトリへ登録し公開する。

- ③ パンフレット配布等による広報活動の強化、企画展示の開催及び事務組織との連携等による団体見学の受け入れを実施し、合計年間入館者数を3,400名以上確保する。

37 中期目標期間を通じた教員就職率を平均65%、島根県・鳥取県の小学校教員就職率を平均20%、島根県の小学校教員について島根大学卒業者の占有率を35%まで増加させるため、また、教職大学院修了者(現職教員学生を除く。)における教員就職率80%を確保するため、教員採用試験受験者に対する外部講師によるセミナー、面接指導、模擬授業指導等の支援プログラムを充実させる。

- ① 教員採用試験受験者への広報活動を強化し、面接対策セミナーへ対象者の35%に参加させるとともに、未来教師塾の講演会へ延べ170人参加させる。
- ② 教員採用試験受験者に対する面接指導等を実施し、卒業生における教員就職率を60%確保する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

38 学内の教育研究環境のグローバル化を推進するため、外国人教員(外国での教育経験のある教員)を100%増加させるとともに、英語による授業を学部で50科目に、大学院では50%増にする。

- ① 英語教育を充実するため、教員英語海外研修を開始する。また、外国人教員(外国での教育経験のある教員)を10%増加させる。

39 学生の異文化への関心を高めるため、海外協定校への研修プログラムなどを活用して、学生の海外派遣数を30%増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 海外への関心を醸成する授業科目や目的を絞った海外英語研修プログラムを創設する。

40 国際通用性のある教育プログラムを実施するため、海外における協定大学との教育・研究交流を推進し、大学院におけるダブル・ディグリー制度等を2大学との間で導入する。

- ① ダブル・ディグリーの導入に向けて、学内で協議を開始するとともに、協定校の2大学と修士課程におけるダブル・ディグリー締結に向けての協議を行う。

41 海外からの優秀な留学生を確保するために、国別に帰国留学生同窓会を2か国増加させ、帰国留学生との連携を強化する。

- ① 既存の帰国留学生同窓会との連携を強化するため、同窓会名簿、同窓会の組織体制について確認し、海外留学フェアに現地同窓会の支援を受けることなどにより連携体制を固める。

42 地元企業からの「島根大学留学生受入支援基金」を活用し、インターンシップ等を通して地元企業への就職を支援する等によりアジアからの受入学生を30%増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 「島根大学留学生受入支援基金」を活用し、2名以上の留学生に対して地元企業で複数年に渡る60時間以上のインターンシップを開始する。
- ② 国内外の日本語学校に向けて「島根大学留学生受入支援基金」の広報を拡充する。

43 留学生のための生活マニュアルと履修モデルを作成して、学生チューターに配付することなどにより、学生チューター制度等の充実を図り、渡日した留学生への生活面・学習面での支援体制を強化する。

- ① 学生チューター制度等の充実を図るための留学生活マニュアルを作成する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

44 総合診療に重点を置いた地域医療実習、臨床研修、海外での地域医療研修などを推進し、高齢化先進県である島根県において地域包括ケアでリーダーとなれる総合診療医等の医療人を養成する。

- ① 地域包括ケアコンソーシアムの定期的開催により県内関連機関との情報共有と問題点を明らかにすることで、未来医療研究人材養成拠点形成事業（地方と都会の大学連携ライフイノベーション）を引き続き推進するとともに、国内外での地域医療実習・研修を実施し、地域で活躍できるリサーチマインドと国際的な視点を持った医療人を養成する。

45 一般社団法人「しまね地域医療支援センター」と連携して、新専門医制度に則った後期研修プログラムを活用してリサーチマインドを有し、高齢社会に対応できる専門医を養成するとともに、医師不足地域にも配慮した適正な医師配置を行うシステムを構築し、運用する。

- ① 平成29年度から開始される新制度による専門研修を本院が基幹施設となり、県内のすべての病院が参加する病院群により実施する体制を構築する。新専門医制度の基本領域プログラム数は18、専攻医は約30名を確保する。
- ② 本院に新設した島根大学医学部附属病院医師派遣検討委員会を中心として、しまね地域医療支援センター、島根県等が連携して、県全域の医療提供体制確保に配慮した医師派遣を行う。医師派遣実績30名を目標とする。

46 病院再開発事業により大幅に向上した病院機能をフルに活用し、ハイブリッド手術室用機器等を計画的に導入して高度で先進的な医療を展開する。また、救命救急センター機能の拡充、高度外傷センターを平成28年度に設置して島根県全域を対象とした外傷救急機能を付加して、島根県の救急・災害医療に主要な役割を担う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ① 県内唯一の特定機能病院として高度で先進的な医療を継続的に推進し、心血管疾患、脳神経疾患に対する高度医療実施、周産期医療の充実に必要な医療機器の整備、難病に対する包括的な診療および支援の実施等に向けた人材育成を図る。手術件数7,000件、難易度の高い手術件数の割合を高め、平成27年度を上回る病床稼働率とする。
- ② 平成28年度当初に設置する高度外傷センターを核として、県全域を対象とした外傷救急を実施するとともに、救急医療に携わる人材を確保し、救命救急センターの機能を更に向上させる。年度内に高度外傷センター医師を増員し、平成27年度比5%増の救急搬入件数、重症外傷患者数を扱い、島根県内における不慮の事故死者数の減少に寄与する。

47 臨床研究体制を整備して治験件数を第2期中期目標期間実績に比べ 20%増加させる。また、希少疾患に対する診療支援を行うとともに、当院独自の再生医療の実施等、研究者主導臨床研究を活性化する。

- ① 臨床研究センターの治験管理部門と臨床研究部門が主導して高い医療倫理に基づいた質の高い臨床研究と治験を実施する。臨床研究の件数、治験件数（治験ネットワークを活用した県立中央病院の件数を含む）を平成 27 年度比増、医師主導臨床治験の開始を目指す。島根大学医学部等臨床研究利益相反マネジメント委員会の設置、臨床研究の支援体制（臨床研究、医療倫理、医療統計の研修会、セミナーの開催）を整備する。臨床研究中核病院（岡山大学病院、九州大学病院）との連携研究件数を増加させる。
- ② 平成 28 年 1 月に設置した再生医療センターの本格稼働により、閉鎖型無菌細胞調整システム（CPWS）等を活用した高品質の特定細胞加工物の製造と安全性を十分確保した再生医療の実施体制を構築する。特定細胞加工物と再生医療実施件数の増加と成績の向上を図る。

48 自治体、地域医療機関との連携を強化し、都道府県がん診療連携拠点病院として、島根県のがん診療のハブ機能を担い、就労支援を含めたがん相談体制、希少がんの診療において中心的な役割を果たす。

- ① 島根県内のがん医療水準の更なる向上のために、腫瘍センターを中心に希少がん、小児がん対策、がん地域連携パスの運用、がん患者の就労支援を含む包括的ながん医療を推進し、都道府県がん診療連携拠点病院としての役割を果たす。がん地域連携パスの運用件数を平成 27 年度より増加させ、がん治療高度化に向けた医療機器整備として、MRI の増設、密封小線源治療装置の更新を行う。
- ② がん医療人の養成を行うために、大学改革推進事業（がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン）を推進するとともに、実績評価に基づいて後継事業の検討を開始する。

49 全国で最初に「ISO14001」と「働きやすい病院評価」の認証を受けている大学病院として、環境に配慮し、かつ、男女共同参画を推進してイブニングシッター制度の導入等による就業形態の改善を行う。

- ① エネルギー使用量、一般廃棄物の削減、感染性廃棄物の適正管理、診療関連の環境改善（インシデント、アクシデントの低減）、駐車場整備を実施し、ISO14001 2015 年版への対応準備を行う。光熱水量の増加を抑制し、特に電気使用量は平成 26 年度比 3 % の削減を目指す。
- ② 働きやすい職場とするために、第三者評価、職員満足度調査を継続し、イブニングシッター制度を運用、女性医療従事者の復職・育児支援及び福利支援事業を拡大、充実させ、福利厚生制度の周知と利用をさらに促進する。病棟看護で導入したパートナーシップ・ナーシング・システムを検証し、超過勤務時間の縮減、安全で効率的な看護に役立てる。

### （3）附属学校に関する目標を達成するための措置

50 平成 31 年度に義務教育学校を設立することを目指し、学部改組による新しい教育課程に対応した附属学校組織へ先駆的に改変するとともに、教員研修機能を強化するために教職大学院を加えた運営体制の整備を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ① 義務教育学校の設立に向け、附属学校園組織改革案及び教職大学院を加えた附属学校部新

運営組織案を取りまとめるとともに、教育委員会、PTA、後援会との協議を進める。また、附属学校園に改革委員会を設置し、学校行事や附属学校教員の業務内容を見直し、教職員の業務の増大による多忙感の改善を図る。

**51 アクティブ・ラーニング等の新たな教育課題に対応した実践的教育・研究活動を強化し、その成果を全国及び地域に発信する。**

- ① 次期学習指導要領の改訂に沿って、実践的教育・研究活動の内容の見直しを行い、公開研究会等において全ての公開教科において見直しを反映させた実践を公開するとともに、HPで公表する。
- ② 附属学校教員と学部教員との共同研究実績の向上を図るための研究支援策を取りまとめるとともに、新たに島根県と連携した初任者研修を実施する。

**52 地域の教育課題である「通常学級における特別支援教育」について、これまでの実践研究を基盤とした附属学校のカリキュラム開発・実践を行うとともに、特別支援教育を推進するなど研究開発学校として先駆的な実践研究を行う。**

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた子ども支援方策である「トライアングルデザインアプローチ」による実践を行うとともに、学修生活支援研究センター公開研究会を開催し、附属学校園の子ども支援モデルを公開する。また、地域の学校の研修会等への講師派遣、教員対象の子ども支援に関する相談を行うなど、地域の特別支援教育に貢献する活動に取り組む。

**53 アクティブ・ラーニング等の新たな指導法のための教育実習プログラムを開発・実践する。**

- ① 教育実習でのアクティブ・ラーニング等の実施状況の調査を行うとともに、附属学校教員と学部教員の意識の共有を図るため、合同職員会や実習連絡会を活用したアクティブ・ラーニング等を用いた実習指導法に関する情報交換会を2回程度開催する。

**54 教職大学院と協働して、附属学校の機能を効果的に活用した現職教員教育のための「教育実習プログラム」を教育委員会と連携し開発・実践する。**

- ① 教職大学院教育実習プログラムを実施し、大学院生への実習事後アンケートや教育大学院実習担当教員及び附属学校教員への聞き取り調査等を活用し、プログラムの検証を行う。

## **II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置**

**55 大学運営の意思決定体制の点検・見直しを行い、学長・役員会を中心としたより機動的・効率的なシステムを整備し、戦略的な学内資源再配分を行う。**

- ① 教育研究評議会及び経営協議会の体制を大学運営に委員の意見を的確に反映させる構成に変更し、年度末に変更内容の有効性等の検証を行う。
- ② 大学運営等に関し必要な事項を協議、連絡調整するために設置された執行部会議、総合戦略会議の点検・見直しを行うとともに、諸課題に対応するために置かれた副学長及び学長特

別補佐の体制について見直しを行う。

56 全学IR室(仮称)を設置し、特に教育・研究等に関するデータを集積、分析し、大学運営に活用する。

- ① 学長補佐体制を強化するため、平成28年度中に全学IR室(仮称)を設置するとともに、全学IR室(仮称)の立ち上げのための準備として、学内におけるデータの保有部署やアンケート調査等の実態等を把握する。

57 研究活動の活性化を図るため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について業績連動型年俸制を年俸制導入等に関する計画に基づき、平成28年度末までに70名導入し、第3期中期目標期間中に全教員の15%に導入する。

- ① 年俸制導入等に関する計画に基づき、平成28年度末までに70名の導入を行う。
- ② 業績連動型年俸制の全学的な展開への方針を決定する。

58 弾力的な人事・給与制度を活用して、業績連動型年俸制を適用する教員のうち30%以上を若手教員として積極的に採用するとともに、外国人教員を倍増させる。また、若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員比率を24.3%以上に増加させる。

- ① 若手教員に対し、業績連動型年俸制の比率を前年度より向上させるとともに、外国人教員は前年度より適用者を増加させる。

59 男女共同参画を推進するため、女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備し、女性教員の比率を22%以上に、女性幹部職員の比率を13%以上に増加させる。

- ① 子育て・介護期の女性研究者支援についてニーズ調査に基づいて、研究サポーター制度の拡充、女性研究者のネットワーク構築等の新規事業を実施する。
- ② 女性教員比率について定期的に確認し、問題点について検討を行うとともに、女性教員や女性職員の幹部候補者に対して、それぞれキャリアアップセミナーを行う。

60 監事へのサポート体制の一層の充実を図り、教育研究や社会貢献の状況、大学ガバナンス体制等を含む広い範囲の監査を実施して、その結果を業務に適切に反映させるとともに、内部統制システムについて外部者の視点からの監査及び助言を受けて、同システムの継続的な見直しに反映させる。

- ① 内部統制システム運用規則に基づきモニタリングを実施し、その結果と外部者からの助言を参考に業務に反映させるとともに、継続的な見直しを行う。
- ② 監事が行う業務監査をよりスムーズに行うため、様々な視点からサポートできるよう検討を行う。

61 幅広い視野での自立的な運営改善に資するため、経営協議会学外委員、学外有識者や本学社会

人学生等との意見交換会をそれぞれ毎年1回以上実施し、様々な学外者の意見を大学運営に反映させる。

- ① 経営協議会の開催の際に、年1回以上経営協議会学外委員の懇談会を実施し、大学運営に反映させる。
- ② 広く大学の将来構想と運営について検討するために設置した、経営協議会の学外委員ではない外部有識者との懇談会を年1回以上開催し、様々な学外者の意見を大学運営に反映させる。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

62 少子化・高齢社会の進展などの地域課題に対応するため、法文学部、教育学部及び法務研究科等の教育研究組織の見直しを行い、成熟社会で活躍する実践的人材養成を目的とした心理、福祉社会、健康分野を融合した新たな学部を平成 29 年度に設置するとともに、社会的ニーズ等を踏まえ、平成 33 年度までに人文社会科学系大学院の組織及び規模等の見直しを行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 平成 29 年 4 月設置に向けて計画した新学部の設置計画並びに法文学部及び教育学部の学部改組の計画を実現するための学内での運営体制の整備を行う。
- ② 山陰法実務教育研究センターの見直しを行い、山陰法学・法実務教育総合センター(仮称)の平成 29 年 4 月設置に向けた組織案を策定する。

63 全学的視点から、理系学部・研究科の教育研究組織の点検を行い、学部については平成 30 年度、大学院については平成 32 年度までに社会的ニーズに合わせた組織と入学定員の見直しを行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 総合理工学部及び生物資源科学部について、平成 30 年 4 月改組に向けての検討を行い、見直し計画を作成する。

64 平成 33 年度までに教育学研究科を改組し教職大学院に一本化し、教員養成機能の全学的な支援体制を整備する。

- ① 平成 28 年 4 月に教育学研究科教育実践開発専攻(教職大学院)及び臨床心理専攻を設置する。
- ② 教育実践開発専攻(教職大学院)の機能強化に向けての具体策を策定する。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

65 事務のペーパーレス化などITの活用を進めることにより、事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、年度毎に各部署からの報告を受けるなどの方法で業務の事務量やバランスを把握し、事務組織全体の継続的な見直しを行う。

- ① 役員会において、タブレット端末を用いたペーパーレス会議を実施し、事務処理の簡素化・迅速化を図る。
- ② 委員会等の集約化及び委員会等の開催時間等について検討を行い、平成 28 年度中に委員会

等の統廃合等を実施して業務の効率化を図る。

66 特定分野での専門性とマネジメント能力を兼ね備えた人材の養成を図るための研修を毎年実施するとともに、業務の改善と効率化に対する意識の向上のため、毎年説明会等の取組を推進する。

- ① 専門的人材育成を必要とする業務分野と養成人数について検討を行い、養成を図るための研修について実施計画を策定する。
- ② 資格取得チャレンジ制度を実施し、効果について検証する。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

67 外部研究資金の増加を図るため、IRによる分析データの活用等により、今後外部研究資金の獲得が望める若手研究者等に対して、研究資金等の再配分が可能となるよう、学内予算配分の見直し等を行う。

- ① 決算結果の反映等により、若手研究者等に対する支援可能な予算編成を行う。

68 リサーチ・アドミニストレーター等を活用し、外部研究資金等の獲得額を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し5%増加させる。

- ① リサーチ・アドミニストレーターに係る業務内容、ミッション、配置方針・配置計画、職種、処遇等の制度を設計する。
- ② 同窓生の所属する団体・企業等へ、きめ細かく島根大学支援基金への支援・協力を呼びかけるためのリスト及び実施計画を作成するとともに、同団体・企業等へ年 10 回程度訪問し、支援・協力を呼びかけ、平成 27 年度を上回る支援基金を獲得する。

69 病院経営の基盤強化を図るため、「病院経営改善目標値」を設定するとともに達成状況を検証し、病院収入を増加させる。また、臨床研究を活性化し、治験等による外部資金を獲得する。

- ① 病院経営企画戦略会議において「病院経営改善目標値」の設定と毎月の達成状況を検証・評価するとともに、医療機器及び周産期医療体制を整備し、病院収入の増収を図る。また、しまね治験ネットを活用し、治験に係る外部資金の獲得増加を図る。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

70 事務手続の簡素化・効率化、会議時間の短縮や電子化による資料削減を行うなど、徹底した業務量の削減に取り組むとともに、IRによる分析データの活用等により、学内予算配分の見直し等を行い、毎年度1%の一般管理経費の抑制を行う。

- ① 事務手続きの簡素化・効率化、会議時間の短縮やタブレット端末を用いたペーパーレス会議システムによる資料削減等により、対前年度1%の一般管理経費を削減する。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

71 土地、建物、設備等の保有資産の活用等を促す環境の構築に努め、用途変更・売り払い・除却等を実施しつつ外部利用の増加も含めた資産の有効活用を行う。

- ① 固定資産の実査及び減損の調査を行い、有効活用されていない資産を把握し、その資産について、計画案を策定する。

72 施設改修等を図る中で、全学的に施設の再配分を行い、大学機能強化に資する全学共用スペースを確保した上で、競争的スペースを第2期中期目標期間末の2倍確保する。

- ① 施設の再配分を行い、全学共用スペースを確保するために施設利用状況調査（机上調査）の実施及び分析を行い、次年度以降の「スペース活用相互調査」の基礎資料とする。
- ② 平成29年度設置予定である新学部在完成年度までの移転計画を策定し、年次進行によるスペースを確保する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

73 教育研究の質の向上及び大学運営の改善を実質化するため、自己点検・評価結果を評価配分経費等のインセンティブに反映するなど、認証評価、法人評価等の評価結果を業務に反映させるための体制を強化する。

- ① 平成27年度に受審した認証評価の評価結果等で課題として挙げられた事項等についてフォローアップを行うとともに、執行部を中心に自己点検・評価結果をインセンティブに反映する制度の枠組みを構築する。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

74 教育・研究等活動の大学情報について、大学ポートレートや映像等も用いわかりやすく公表するとともに、ステークホルダーを意識した効果的な広報ツールにより情報提供を行う。登録者数が増加傾向にある大学公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した情報発信を第2期中期目標期間より50%増加させる。

- ① 学外サイト及び大学ポートレートからの本学ウェブサイト訪問者が、容易に本学ウェブサイトから情報取得できるよう、本学ウェブサイトの見直しを行う。
- ② 画像及び映像コンテンツを用いたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での情報発信を前年度比50%増加させる。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

75 「島根大学キャンパスマスタープラン」の基本方針①大学の特性を最大限発揮するための戦略的

な施設整備、②持続可能な教育研究環境のための施設整備、③安全・安心な教育研究環境のための施設整備を、国の財政措置の状況を踏まえ着実に実施する。

- ① 現行プランでの整備実績を検証し、時代に即した施設整備を行うためにキャンパスマスタープランの改訂を行う。
- ② インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定し、個別施設計画が必要な施設を選定する。
- ③ 中長期修繕計画を着実に実施するため、本部一元管理による安定財源を確保する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

76 学内構成員の健康保持に努めるため、大学が実施する健康診断の受診機会を、特定化学物質・有機溶剤を常時使用する学生（約 120 名）に広げるとともに、法令等に基づき適正な安全衛生活動を実施する。

- ① 大学が実施する健康診断に併せて、特定化学物質・有機溶剤を常時使用する学生（約 120 名）に対しても必要な健康診断を実施する。
- ② 法令等に基づきストレスチェックを適正に実施するとともに、集団分析をもとに職場環境の課題を把握し、高ストレスの要因排除及び荷重労働の発生を防ぐための注意喚起を行う。
- ③ 化学物質管理システムの本格稼動を行いつつ、さらに利用者からのシステムに関する追加要望等についても適切に対応する。

77 教職員・学生にとって、安全で健康な教育環境の整備を行うとともに、島根県・松江市等と定期的に協議を行うことにより連携を強化し、危機管理体制を充実させる。

- ① 安全で健康な教育環境の整備を行うために、危機管理体制について、島根県及び松江市等と協議を行う。
- ② 防災防火訓練を実施するとともに防災設備点検、防災管理点検を実施し、点検により発見された不備箇所（事項）については、改善又は改善計画を策定する。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

78 内部統制システムの整備や継続的な見直しを行うとともに、役職員への周知、研修の実施、情報システムの更新を行う。

- ① 内部統制システム運用規則に基づきモニタリングを実施し、その結果を業務に反映させるとともに、継続的な見直しを行い、役職員への周知を含めたコンプライアンスに関する研修を実施する。

79 研究不正行為の防止のため整備した「研究不正防止対策本部」、「研究活動不正対策委員会」及び各学部等に設置した「研究倫理教育責任者」において、論文の捏造や改ざん、盗用等の不正や倫理に対する問題意識を深め、学内構成員の研究健全化・法令遵守を図るため、研究倫理教育を毎年1回以上実施し、理解度テストの実施により理解度の確認を行う。

- ① 研究不正行為の防止のため CITI Japan 等の e-ラーニングによる研究倫理教育を実施し、科学研究費助成事業等の競争的資金獲得者の受講率 100%を含め、研究者全体において 70%

以上受講させる。また、構成員、学生を対象とした研究倫理に関する講演会を実施する。

**80 コンプライアンス教育を実施し、各部局等ごとに定めたコンプライアンス推進責任者による徹底した受講管理・指導を行わせるとともに、教育に併せてテストを行い理解度を判定する。また、テスト結果を分析し、コンプライアンス教育の質を高め、公的研究費等の適正使用の意識の向上を図る。**

- ① 不正防止計画に基づく各部局等における実施状況を把握し、予算の管理状況等に関する内部監査を実施するとともに、公的研究費等不正防止計画推進室において、不正発生要因の把握、検証及び改善を行う。

**81 個人情報等の管理状況を再確認し、管理を徹底するとともに、構成員の個人情報保護意識を向上させ、情報漏えい防止対策を更に強化する。**

- ① 個人情報保護及びマイナンバーをその情報に含む特定個人情報保護についての認識を深める教育を実施するため、個人情報保護教育については、eラーニングコンテンツを改修し、特定個人情報保護教育については、講習型研修等により取り組む。

**82 外部からの不正アクセスを防止するため、全学的な情報セキュリティ対策の推進体制を再整備するとともに、日々変化する脅威やリスクに対応した講習と確認テストを毎年1回以上実施し、構成員のセキュリティ意識を向上させ、大学の情報セキュリティ対策を更に強化する。**

- ① 情報セキュリティ対策の推進体制の再整備に向けて、「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規定集」（2015年版）を参考に、大学の実態や情報システムの利用実態に合わせ情報セキュリティポリシーの見直しを行う。
- ② 情報セキュリティに関するeラーニングを含む講習及び確認テストを行う。特に新生には情報リテラシー教育の一環として受講を義務付けて実施する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,671,331 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

南田町団地（研究者交流会館跡地）（島根県松江市南田町131番地 556.73㎡）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(川津)ライフライン再生（実験排水設備） ・小規模改修	総額 153	施設整備費補助金 (100) (独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (53)

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。  
2. 上記には附帯事務費を含む。

### 2 人事に関する計画

- ・ 学長のリーダーシップのもと、教員の人事・給与システムの弾力化に積極的に取り組み、特に退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について業績連動型年俸制を計画に基づき導入する。
- ・ 一般職員の人材育成方針に基づき、複線型キャリアパスを更に推進するとともに、地方公共団体等との人事交流を行う。
- ・ 女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備する。

（参考1）平成28年度の常勤職員数 1,382人

また、任期付職員数（注）の見込みを201人とする。

（注）教育職員の任期に関する規程による任期付教員

（参考2）平成28年度の人件費総額見込 15,997百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,685
施設整備費補助金	100
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	193
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	53
自己収入	19,384
授業料、入学料及び検定料収入	3,490
附属病院収入	15,664
財産処分収入	0
雑収入	230
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,340
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	31,755
支出	
業務費	28,706
教育研究経費	13,568
診療経費	15,138
施設整備費	100
船舶建造費	0
補助金等	193
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,340
貸付金	0
長期借入金償還金	1,363
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	53
出資金	0
計	31,755

[人件費の見積り]

期間中総額 15,997百万円を支出する。(退職手当は除く)

## 2. 収支計画

## 平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	31,963
業務費	28,656
教育研究経費	2,166
診療経費	9,622
受託研究費等	837
役員人件費	141
教員人件費	8,197
職員人件費	7,693
一般管理費	1,171
財務費用	191
雑損	0
減価償却費	1,945
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	32,124
運営費交付金収益	10,150
授業料収益	3,246
入学金収益	436
検定料収益	112
附属病院収益	15,664
受託研究等収益	837
補助金等収益	193
寄附金収益	437
施設費収益	153
財務収益	11
雑益	219
資産見返運営費交付金戻入	349
資産見返補助金等戻入	231
資産見返寄附金戻入	86
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	161
目的積立金取崩益	0
総利益	161

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	33,246
業務活動による支出	29,638
投資活動による支出	754
財務活動による支出	1,363
翌年度への繰越金	1,491
資金収入	33,246
業務活動による収入	31,602
運営費交付金による収入	10,685
授業料、入学金及び検定料による収入	3,490
附属病院収入	15,664
受託研究等収入	837
補助金等収入	193
寄附金収入	502
その他の収入	230
投資活動による収入	153
施設費による収入	153
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,491

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

法文学部	法経学科	360 人	
	社会文化学科	280 人	
	言語文化学科	260 人	
	編入学	20 人	
	教育学部	学校教育課程	680 人
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)	
医学部	医学科	612 人	
	(うち医師養成に係る分野)	612 人)	
	編入学	40 人	
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)	
	看護学科	240 人	
総合理工学部	編入学	20 人	
	物質科学科	520 人	
	地球資源環境学科	200 人	
	数理・情報システム学科	400 人	
	機械・電気電子工学科	320 人	
	建築・生産設計工学科	160 人	
	編入学	24 人	
	生物資源科学部	生物科学科	120 人
	生命工学科	160 人	
	農林生産学科	340 人	
	地域環境科学科	180 人	
	編入学	40 人	
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	言語・社会文化専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	教育学研究科	教育実践開発専攻	37 人
	(うち修士課程)	20 人)	
	(うち専門職学位課程)	17 人)	
	臨床心理専攻	8 人	
	(うち修士課程)	8 人)	
	教育内容開発専攻	20 人	
(うち修士課程)	20 人)		
医学系研究科	医科学専攻	150 人	
	(うち修士課程)	30 人)	
	(うち博士課程)	120 人)	
	看護学専攻	26 人	
	(うち博士前期課程)	24 人)	
(うち博士後期課程)	2 人)		
総合理工学研究科	総合理工学専攻	284 人	
	(うち修士課程)	248 人)	
	(うち博士課程)	36 人)	

生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人
	農林生産科学専攻	44人
	(うち修士課程)	44人
	環境資源科学専攻	36人
法務研究科	(うち修士課程)	36人
	法曹養成専攻	20人
	(うち専門職学位課程)	20人
附属幼稚園	80人	
附属小学校	学級数 4	
	普通学級	360人
附属中学校	学級数 12	
	普通学級	420人
	学級数 12	